Q18 下水道局と関係あると名乗る業者が、設備の点検や修理などの勧誘にきたけど、大丈夫？郵便ポストに「排水管の清掃を数千円～数万円するところを、今なら○○円でやります」というチラシが入っていた。下水道局と関係ありますか？

A18 悪質業者にご注意を！

最近、訪問業者が言葉たくみに、下水道局との関係をにおわせ、宅地内排水設備（下水排水管・ます等）の点検・清掃・修理などを勧誘し、断ると威圧したり、恐喝まがいの言葉で契約を強要するなどのトラブルが多発しております。

『ご注意下さい！』

下水道局や委託業者では、お客さま宅地内の排水設備に関して『点検・清掃・修理』などを行うことは、一切ありません！（公道の汚水ますや雨水ますの清掃は行政が行います）

トラブルを回避するための注意点

1　むやみにドアを開けない
2　勝手に作業をさせない
3　その場ではすぐ契約しない（ハンコやサインは慎重に）
4　下水道局との関係をにおわせたら、下水道局が発行する「身分証明書」「作業委託証明書」を確認する

◇少しでも不審に思ったら、最寄りの下水道局下水道事務所（裏表紙参照）までご連絡下さい。
◇契約（クーリングオフを含む）に関することは消費者庁　消費者ホットライン（188）にご相談下さい。
◇強要されたり、身に危険を感じたときは、最寄りの警察署にご連絡下さい。
◇排水設備の工事や清掃等の相談は最寄りの「排水なんでも相談所」の協力店へご相談下さい。前ページのマークが目印です。